

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

## ○議事日程

令和2年5月8日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○欠席委員（3名）

14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	18番 永井 博光 君
-------------	-------------	-------------

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	長屋 隆司 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君	武儀事務所主査	成瀬 絵美 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） みなさんおはようございます。定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。緊急事態宣言が出される中、総会にご出席していただき、ありがとうございます。今月の総会につきましても、先月同様こうした状況でありますので、慎重かつ迅速にご審議をしていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）おはようございます。農業委員会総会を開催いたしましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。今お話しがありましたように、緊急事態宣言が今月いっばいで一応解除と言う事でございます。みなさん方の生活が変わってしまったかと思えます。そう言った中での総会でございますが、今日、前回の委員会には公務の為、ご出席を頂けませんでした、武藤部長様が本日ご出席いただいております、これから武藤部長様にも農業委員会の活動、また、運営につきまして色々お世話になりますがよろしく願いいたします。こう言った新型コロナの中で、ほっとすると言っははいけません、今まで投薬と言った薬がないと言ったところでしたが、今朝のニュースでアメリカ製の薬で名前を忘れてしまいましたが、投与できるという事ですが、大変これは日本製ではアビガンと言う薬があるそうですが、まだこれは認定されていないという事です。アメリカ製の薬につきましては、国が配分すると言う事で、医療機関を優先的に配布すると言うニュースを聞いております。これは一つ対策として、いい話題かと思えますけれども、薬と言うことに関して私たちは専門家ではありませんが、非常に副作用とかがあるので、慎重に投与されるという事でございます。まだまだ予断を許さない状況であります。感染者も段々と少なくなってきておりますが、第二波、第三波を心配されております。そうした中で、みなさん方もお気を付けいただきたいと思えます。そして、私たち農家につきましては、本格的に田植えが始まっております。コロナ対策とそれに合わせましてこれからは外での作業ですので、熱中症等にも気を付けて作業に当たって頂けたらと思えます。本日はご審議を賜りますよう、よろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございます。続きまして、産業経済部長の武藤がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（武藤好人君） みなさんおはようございます。この4月から産業経済部を担当しております武藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。本来であれば4月8日の総会にご出席させていただきます、ご挨拶をさせていただくところでございましたが、今、会長さんからもご紹介いただきましたように、他の公務と重なってしまいましたので、失礼をいたしました事をどうぞお許しいただきたいと思えます。実は私、農業委員会と言いますと、懐かしく感じる所がありまして、それは何かと言いますと37才の時から3年間、農業委員会事務局でお世話になっていたという事もありまして、農業委員会と言うとそう言った所の懐かしさを感じている所でございます。その当時からずっと変わってはおりませんけれども、農業委員の皆さんと言うのは農政を通じて、地域づくりの重要な役割を担っていただいている方と言う認識を持っております。農政ばかりでなく、地域で色々な事に関わっていただいて、様々な事でご尽力を頂いている方々だと認識しておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをしたいと思えます。コロナの関係で、会長さんからも少しお話がございましたが、国の方は5月6日までの緊急事態宣言を5月末までに延長され、それを受けて岐阜県は各商店等の事業所等の休業と言ったものを5月末まで延長され、関市につきましても若草プラザや文化会館を加えて公共施設を同様に5月一杯まで休館をするという事で決定している所でございます。国の方では5月14日をメドに見直しをするという報道もありますけれども、岐阜県も同様に5月中旬に一回見直しをするという事で、それによって、どのように変わっていくかと言う所がありますけれども、今の段階としては5月一杯まで市民のみなさんや事業者のみなさんにも本当に大きな影響があつて、ご迷惑をかけておると言う事で、これもコロナウイルスを抑え込んでいくという事で大切な事ではございますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。それと、今年の事だと思えますけれども、関市主催の行事につきましては9月一杯までの行事につきましては、中止又は延期と言う事で決定をいたしております。関市と言いますか、産業経済部の大きな事業の中の一つであります、刃物祭りが本来10月あるわけなのですが、去年は台風で中止と言う事で本当に産業経済部といたしましても、2年連続で中止と言うことは避けたいという気持ちは持っておりますが、これはコロナがどんなふうになっていくかと言う事に影響して

いきますので、今、そんなところでみんな思っている所でございます。いずれにいたしましても、本当に色々な形で皆様方にはお世話になる事と思えます。お世話になっている訳でございますが、今後ともよろしくお願い致します。以上で終わります。ありがとうございます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。14番 増井委員、18番 永井委員、それから15番の土屋委員につきましては遅刻かご欠席か分かりませんので、この3名の方が今現在お見えにならないと言う事でご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。17番 日置委員、19番 岩田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、田原警察官駐在所の北220mほどに位置する農振農用地区域内にある登記地目 田、現況地目 畑 595㎡。農振農用地区域外にある 畑 127㎡。登記地目 宅地、現況地目 畑 2筆 429.8㎡。田原警察官駐在所の西60mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1,405㎡。田原警察官駐在所の南西60mほどに位置する農振農用地区域内にある登記地目 田、現況地目 畑 471㎡。田原警察官駐在所の南西80mほどに位置する農振農用地区域内にある登記地目 田、現況地目 畑 204㎡。合計 7筆 3,231.8㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営の拡大を図ると言うもの。譲渡人は、相続財産の清算手続きを進めたいと言うものです。

2番の案件 議案は、2ページから3ページ、位置図は、2ページになります。申請地は、万代橋の東170mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1,996㎡。万代橋の東50mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 2,669㎡。万代橋の南東360mほどに位置する農振農用地区域外にある 畑 2筆 620㎡。万代橋の北西140mほどに位置する農振農用地区域外にある 畑 221㎡。合計 5筆 5,506㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため申請地を、譲り受けると言うもの。譲渡人は、住所が遠方であり、高齢で耕作できないため、譲受人の要望に叶えると言うものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、池尻区公民館の南140mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 502㎡。池尻区公民館の西北西500mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 3筆 1,496㎡。合計 4筆 1,998㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営規模拡大をしていきたいと言うもの。譲渡人は、年齢とともに農地の管理ができなくなってきたため、農業の経営規模を縮小していくと言うものです。

4番の案件 議案は3ページから4ページ、位置図は、4ページから6ページになります。小屋名公民センターの西150mほどに位置する農振農用地区域外にある 畑 303㎡。小屋名公民センターの南西190mほどに位置する農振農用地区域外にある 畑 311㎡。赤土坂公民センターの北50mほどに位置する農振農用地区域外にある 田 854㎡。赤土坂公民センターの北北西500mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1,223㎡。小金田中学校の南220mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 426㎡。小金田中学校の南西110mほどに位置する農振農用地区域外にある 登記地目 宅地、現況地目 田 23.68㎡。合計 8筆 1,805.61㎡。小金田中学校の南220mほどに位置する農振農用地区域外にある 田 339㎡。全部で 14筆 5,285.59㎡。使用借人は、農業経営規模拡大をしていきたいと言うもの。使用貸人は、年齢とともに農地の管理ができなくなってきたため、農業の経営規模を縮小していくと言うものです。

5番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、小屋名公民センターの西250mほどに位置する農振農用地区域外にある 田 307㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、贈与されると言うもの。譲渡人は、高齢であり、農地の管理ができないため、子に贈与すると言うものです。

6番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、小知野公民館の北西260mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1, 610㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営規模拡大のため、譲り受けると言うもの。譲渡人は、高齢で農地の管理に支障がでてきたため、譲渡をしたいと言うものです。

7番の案件 議案は5ページ、位置図は、9ページになります。申請地は、跡部公民館の南西670mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1, 150㎡。跡部公民館の西590mほどに位置する農振農用地区域内にある 田 1, 167㎡。2筆 合計 2, 317㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営の拡大を図ると言うもの。譲渡人は高齢で、農地の管理に支障がでてきたため、譲渡をしたいと言うものです。

すべての案件について、4月15日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権の移転に関するもの、6件 使用貸借権設定に関するもの、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号の7件について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございます。全員挙手のため、議案第1号の7件について、原案のとおり許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、6ページからになります。一部議案の修正をお願いします。議案の面積の部分ですが、320㎡のうち130㎡となっていますが、正しいのは133㎡となりますので修正をお願いします。では、続けて説明をさせていただきます。

1番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、下倉知公民館の南西190mほどに位置する登記地目 田、現況地目 雑種地320㎡の内133㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸資材置場及び自宅への進入路です。申請人は、既存建物の土留めが崩壊し、農地に流入したため、その部分の土地を造成し、貸資材置場として利用する。また、一部は自宅への進入路として、利用したいと言うものです。

4月15日に現地確認をしたところ、すでに昭和40年頃から進入路として利用し、雑種地につきましては令和2年頃にすでに埋めていると言う事で、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、富岡公民センターの北20mほどに位置する登記地目 宅地、現況地目 田 149.79㎡。田 3筆 826㎡。合計 4筆 975.79㎡。農地の区分は、街区の割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、街を活性化するため、優良な分譲住宅を提供すると言うもの。譲渡人は、高齢で田の管理ができなくなったため、売却すると言うものです。

4月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 議案は7ページから8ページ、位置図は、12ページになります。申請地は、富津橋の北330mほどに位置する 田 2筆 469㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、付近に高層建物もないことから、太陽光パネルを設置するのに、最適な土地であると考え、申請をしたいと言うもの。譲渡人は、高齢であり、農地を管理できないため、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

4月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、島集会所の北東170mほどに位置する 畑 158㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。使用借人は、申請地の隣接地に自宅を建築しており、申請地を駐車場として利用したいと言うもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うものです。使用貸借期間は30年です。

4月15日に現地確認をしたところ、令和2年に造成をすでにしており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、天神公民センターの南東370mほどに位置する 田 131㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。譲受人は、自己所有の農地への進入路として転用したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 議案は9ページ、位置図は、15ページになります。申請地は、下迫間公民館の東南東180mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地 103㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。譲受人は、現在、申請地である譲渡人の土地を駐車場として利用しているため、是正すると言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。

4月15日に現地確認をしたところ、平成12年頃から、駐車場として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、南部公民センターの北20mほどに位置する 畑 165㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいであるため、住宅を建築し、移り住みたいと言うもの。譲渡人は、譲受人の申し出により譲り渡すと言うものです。隣地農地所有者の

承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、上白金公民館の北西270mほどに位置する畑72㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅庭です。譲受人は、不動産業を営んでおり、譲渡人から、土地の処分をしたいとの相談を受け、隣地の土地と建物を買って受け、申請地を庭として利用したいと言うものです。譲渡人は、北海道にいる子供と同居することになり、土地の処分をしたいと言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は10ページ、位置図は、18ページになります。申請地は、下白金公民センターの東340mほどに位置する畑201㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、賃貸住宅に居住し、家族が増え手狭みであるため、住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は、高齢となり、土地の管理が困難なため、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、千疋ふれあいセンターの西南西230mほどに位置する田5,437㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、建設業事務所兼宿舍及び資材置場です。譲受人は、高山市に本社のある建設業者ですが、事業経営の拡大により、アクセスが良い申請地に建設業事務所兼宿舍及び資材置場として利用したいと言うもの。譲渡人は、居住地が遠方で、適正な管理ができないため、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、転用はやむを得ないものと判断します。

都市計画法第29条第1項の開発許可が必要であります。

10番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、尾倉集会所の西200mほどに位置する畑366㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、安定した収益を確保するため発電事業を行いたいと言うもの。譲渡人は高齢かつ離れているところで住んでいるため、農地の管理ができないため、譲り渡すと言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 議案は11ページ、位置図は、21ページになります。申請地は、武芸川郵便局の北西330mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地42㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、飲食店駐車場です。譲受人は、近隣で飲食店を営むものであり、申請地を駐車場の一部として利用したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の申し出により譲り渡すと言うものです。

4月15日に現地確認をしたところ、すでに昭和55年頃から、駐車場として利用しており、始末書が添付されております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権設定に関するもの1件、合計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) ないようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございました。全員挙手のため、議案第3号の11件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後に事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、12ページからになります。

1番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、上切公民センターの西20mほどに位置する 登記地目 田、現況地目 宅地 401㎡。変更内容は、転用目的の変更です。当初事業計画者は、令和元年12月26日に、5条許可を受けて分譲住宅を建築するために、宅地造成工事をしていたところ、隣地に住んでいる計画変更者から購入依頼を受けたため、一般個人住宅の庭として変更するものでございます。

以上です。よろしくお願い致します。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) ないようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございました。全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、13ページから15ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が田 3筆で 4,809.38㎡、更新が3筆 2,784㎡。賃貸借権設定に関するものについて、新規が 田 4筆 7,721㎡、更新が田 32筆で、44,258㎡です。地区は、市平賀、武芸川町宇多院、谷口、跡部、平、広見の6地区です。権利の設定を受ける者は、有限会社 むげがわ農産外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(発言なし)

○議長(野村茂君) ございませんようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございました。全員挙手のため、議案第5号の農用地利用集

積計画について、原案のとおり承認することとします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ご審議頂きまして誠にありがとうございました。その他について、事務局お願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）その他と言う事で一点だけでございます。次回農業委員会総会につきましては、令和2年6月8日月曜日、午前9時からとなっておりますが、コロナの関係で推進委員さんとの合同会議が全くできておりませんので、予定としては6月に合同会議を開きたいと言う事でございます。ただし、今の状況以下によりましては、沢山の人数が集まるのはあまりよくないと言う事が続いておりますので、そういった場合につきましては、農業委員会の総会だけを今月と同じような案件として扱いたいと思いますので、その時は10時から、場所はこちらで開催をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○職務代理（安田孝義君）ご苦勞様でした。お忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございました。冒頭、野村会長から挨拶があったように、農作業も佳境に入ってまいりました。一昨年でしたか、悲しい事故も起きておりますので、是非お互いに事故の無いよう気を付けたいと思います。本日はご苦勞様でございました。



午前10時34分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

17番

\_\_\_\_\_ 印

19番

\_\_\_\_\_ 印